

交通安全啓発用自転車ヘルメットの貸出要領

1 趣旨

この要領は、県民の自転車安全利用の促進と、安全教育の振興を図り、交通安全の確保に資するため、奈良県安全・安心まちづくり推進課に保管する自転車乗車用ヘルメットの貸出について必要な事項を定めるものとする。

2 貸出対象

ヘルメットの貸出ができる対象は、原則として次のとおりとし、交通安全啓発に関するイベント内での使用に限るものとする。

- (1) 市町村及び市町村教育委員会
- (2) 幼稚園、保育所及び各種学校
- (3) 県下各警察署
- (4) その他交通安全教育推進上、適当と認める各種機関等

3 貸出手続

- (1) ヘルメットの貸出を受けようとするもの（以下「利用者」という。）は、別紙様式により、奈良県安全・安心まちづくり推進課にあらかじめ申し込みを行うものとする。申し込み後、利用期間の変更が生じた場合は、その旨を速やかに連絡すること。
- (2) 奈良県安全・安心まちづくり推進課は、貸出台帳を備え付け利用者の申し込み順に所定事項を記入し、授受を明らかにしておくものとする。

4 貸出期間・日時・受渡方法

- (1) 貸出のための受付時間は、土日祝日、及びその他の閉庁日を除く毎日の執務時間中とする。
- (2) 貸出期間は、原則として1週間以内とする。
- (3) 原則として、奈良県安全・安心まちづくり推進課に来ていただき、ヘルメットを手渡すものとする。返却についても原則として、直接返却するものとする。

5 使用料等

- (1) 貸出料は無料とする。利用者は直接、間接を問わずイベント参加者から対価を得てはならない。
- (2) 利用者は、貸し付けたヘルメットの交通安全啓発イベント外での使用及び他への転貸をしてはならない。

6 返却

- (1) 使用終了したヘルメットは、貸出終了日までに奈良県安全・安心まちづくり推進課に返却するものとする。
- (2) 利用者は、貸出期間の変更を必要とするときは、あらかじめ奈良県安全・安心まちづくり推進課に連絡し、承認を得るものとする。
- (3) 返却を受けた奈良県安全・安心まちづくり推進課は、貸出台帳に所定事項を記入し、返却結果を明確にしておくものとする。

7 弁償等

利用者は、貸出を受けたヘルメットを損傷又は亡失した場合は、奈良県安全・安心まちづくり推進課の指示に従うものとする。場合によっては、補てん修理又は弁償の責任を負うものとする。